

よこはま防災力向上マンション認定制度認定基準

制定 令和4年1月28日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この認定基準は、よこはま防災力向上マンション認定制度要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、よこはま防災力向上マンションの認定基準に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この基準における用語の意義は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びに要綱の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浸水ハザードマップ 次に掲げるものをいう。
 - ア 水防法（昭和24年法律第193号）第14条に定める洪水浸水想定区域
 - イ 水防法第14条の3に定める高潮浸水想定区域
 - ウ 横浜市が定める内水ハザードマップにおける内水浸水想定区域
- (2) 地域の一時避難場所 災害時にマンション周辺の住民等が一時的に身の安全を確保するための避難場所をいう。
- (3) 既存マンション 供用開始されたマンションをいう。

（ソフト認定基準）

第3条 要綱第3条第1号に規定するソフト認定について、要綱第4条の規定に基づき市長が定める認定基準は、次の各号に定めるすべてに適合するものとする。

- (1) 防災組織 マンションの防災対策のために活動する組織（以下「防災組織」という。）が結成されていること。
- (2) 防災マニュアル 次に示す内容が含まれる防災マニュアルを作成すること。
 - ア マンションの概要
 - イ 災害基本情報（想定震度、液状化危険度、土砂災害警戒区域等、浸水ハザードマップにおける浸水想定深、津波浸水予測図における浸水深、地域防災拠点の位置）
 - ウ 防災組織の体制
 - エ 災害時の活動フロー
 - オ 飲料水等の備蓄品のリスト
 - カ 防災資機材のリスト
- (3) 防災訓練 マンションにおいて、防災訓練を年1回以上実施すること。
- (4) 飲料水等の備蓄 マンションにおいて、飲料水、食料及びトイレパックを最低3日分備蓄すること。なお、各住戸で備蓄する場合は、その旨を防災マニュアルに記載すること。

(ソフト+ (プラス) 認定基準)

第4条 要綱第3条第2号に規定するソフト+ (プラス) 認定について、要綱第4条の規定に基づき市長が定める認定基準は、次の各号に定めるすべてに適合するものとする。

(1) 前条に規定するソフト認定基準に適合すること。

(2) 次のア、イ又はウのいずれかに適合すること。

ア 地域との協力体制 防災組織と地域組織との間で、次のいずれかの協力体制を構築すること。

(ア) 災害時における地域組織の活動との連携

(イ) 災害時における地域の一時避難場所の提供

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、市長がこれらに類するものとして認めるもの

イ 地域との防災訓練 地域組織との共同による防災訓練を年1回以上実施すること。

ウ 地域交流活動 地域組織との交流活動を年1回以上実施すること。

(ハード認定基準)

第5条 要綱第3条第3号に規定するハード認定について、要綱第4条の規定に基づき市長が定める認定基準は、次の各号に定めるすべてに適合するものとする。

(1) 耐震性 マンションの建築物が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条による計画の認定を受けて耐震改修工事を行ったもの

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条による地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けているもの

エ その他これに準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 浸水対策 マンションの建築物について、次に掲げる対策を講じること。

ア 浸水ハザードマップの想定浸水深を踏まえて浸水対策を講じること。

イ 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン(国土交通省 経済産業省 令和2年6月)に沿って設計すること。

(3) 防災倉庫 マンション共用で利用できる次に掲げる基準に適合する防災倉庫を設置すること。ただし、既存マンションについては飲料水等の備蓄及び防災資機材の備えをマンション内で適切に実施できる場合は、この限りでない。

ア 床面積の合計が、5平方メートル以上であること。

イ 各住戸のある階から最長歩行距離5層以内ごとの位置にあること。

(4) 防災資機材 マンション共用で利用できる次に掲げる防災資機材を備えること。

ア 停電時の照明確保に必要な資機材

イ 電源供給が可能な発電機

ウ 救命・救助に必要な資機材

エ その他災害時に必要な資機材

- (5) マンホールトイレ等 マンションの敷地内にマンホールトイレを1箇所以上設置すること。ただし、市長が同等の性能を有すると認める設備を設置した場合又は既存マンションの場合は、この限りでない。

(ハード+ (プラス) 認定基準)

第6条 要綱第3条第4号に規定するハード+ (プラス) 認定について、要綱第4条の規定に基づき市長が定める認定基準は、次の各号に定めるすべてに適合するものとする。

- (1) 前条に規定するハード認定基準に適合すること。
(2) 次のア、イ、ウ又はエのいずれかに適合すること。

ア 地域の一時避難場所 あらかじめ地域組織と協議の上、地域の一時避難場所(風水害を想定した避難場所として設ける場合は、浸水ハザードマップにおける浸水想定深及び津波浸水予測図における浸水深より高い位置にあるものに限る。)を敷地内に設置すること。

イ 地域の浸水対策 「雨水活用技術規準」(日本建築学会 平成28年)に示された「基本蓄雨高100mm」に必要な蓄雨高を敷地内で確保すること。

ウ 地域共用の防災倉庫等 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかについて地域組織と共用すること。

(ア) 防災倉庫

(イ) マンホールトイレ等

(ウ) その他市長が認めるもの

エ 地域交流施設 マンション住民と地域組織の交流を促進するための施設を敷地内に設置すること。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和4年2月1日から施行する。